

南房総広域水道企業団保有土地一般競争入札案内書

(千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5, 1191 番 9, 1198 番 2, 1199 番 3)

○案内書配布期間及び場所

日 時：令和6年3月27日（水）から令和6年5月8日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場 所：千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 業務課企画経理班

電話 0470-82-5651

※以下の南房総広域水道企業団ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.m-sui.jp/>

○一般競争入札参加資格確認申請書受付期間及び受付場所（2日間）

日 時：令和6年5月7日（火）、令和6年5月8日（水）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場 所：案内書配布場所と同じ

○入札日及び入札場所

日 時：令和6年5月22日（水）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場 所：千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 業務課企画経理班

○開札日時及び場所

日 時：令和6年5月23日（木） 午後2時30分から

場 所：千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 2階 第1会議室

南房総広域水道企業団

目 次

第1	入札物件及び予定価格（最低売却価格）	P 1
第2	土地譲渡上の留意事項	P 1
第3	入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項	P 1
第4	入札参加の申請等	P 2
第5	現地説明	P 3
第6	入札日・入札場所及び開札日時・開札場所	P 3
第7	入札書提出時にお持ちいただくもの	P 3
第8	入札の受付等	P 4
第9	開札の手順及び落札者の決定等	P 5
第10	譲受人の決定	P 6
第11	土地譲渡契約の締結等	P 6
第12	契約保証金の納付	P 6
第13	土地譲渡代金の支払方法	P 7
第14	土地の所有権の移転等	P 7
第15	契約等に必要となる費用	P 7
第16	譲渡条件	P 7
第17	契約不適合責任	P 7
第18	その他	P 8
○	入札心得書	P 9
《参考》	地方自治法（抄）	P 1 2
《参考》	南房総広域水道企業団財務規程（抄）	P 1 3
《参考》	南房総広域水道企業団暴力団排除条例（抄）	P 1 3
《様式》		
（様式1）	一般競争入札参加資格確認申請書	P 1 4
（様式2）	誓約書（南房総広域水道企業団暴力団排除条例）	P 1 5
（様式3-1）	入札保証金納入通知書発行依頼書	P 1 6
（様式3-2）	入札保証金返還先口座申出書	P 1 7
（様式3-3）	入札保証金納入証拠書類提出書	P 1 8
（様式3-4）	入札保証金還付請求書	P 1 9
（様式4）	委任状	P 2 0
（様式5）	入札書	P 2 1
《記入例》		
・	委任状記入例	P 2 2
・	委任者の記入方法	P 2 3
・	入札書記入例	P 2 4
・	入札者及び代理人の記入方法	P 2 5
○	土地譲渡契約書（案）	P 2 6
○	お持ちいただく書類等の一覧	P 3 1
○	「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「入札」受付場所	P 3 2
○	本案内書に関する問合せ先	P 3 2
○	物件調書	別紙

(入札物件及び予定価格(最低売却価格))

第1 入札物件及び予定価格(最低売却価格)は、次のとおりです。

物件 No.	土地の所在	地目	面積 (㎡)	予定価格 (最低売却価格)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05	95,000 円
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05	
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44	14,000 円
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98	
	計		126.52	109,000 円

(土地譲渡上の留意事項)

第2 土地譲渡上の留意事項は、次のとおりです。

(1) 物件は、現況有姿での引渡しです。

当該譲渡案内書に記載の面積、残置物及び電柱等の貸付物件の数量が現況と符合しない場合でも、締結を拒んだり、契約締結後に異議を述べることはできませんので、御了承の上、入札に参加してください。

(2) 本物件は、補助金の交付を受けて取得しているものであることから、補助金を所管する厚生労働省並びに千葉県に承認を得た後に、契約を締結することとなるため、土地の譲渡までに一定の期間を要すること等を十分了承した上で、入札に参加してください。

(3) 予定価格(最低売却価格)以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

(4) 本物件の詳細及び各問合せ先については、別紙「物件調書」を御覧ください。

(入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項)

第3 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項は、次のとおりです。

(1) 入札参加者の資格

必要な資格は、次のいずれにも該当しない者とします。

ア 南房総広域水道企業団財務規程第112条第1項の規定に該当する者

イ 南房総広域水道企業団財務規程第112条第2項各号の規定に該当する者と認められたときから3年(3年以内の期間を定めたときはその期間)を経過しない者

ウ 下記の『暴力団関係者』に該当する者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、

- 理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) (ア) から (カ) のいずれかの依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (2) 入札参加に際しての注意事項

「入札心得書」(9～13 ページ参照)には重要な事項が記載されていますので、よくお読みになった上で入札に参加してください。また、入札参加者は、必ず御自身において現地を確認されるとともに、諸規制の状況等も調査及び確認を行ってください。

(入札参加の申請等)

第4 入札参加希望者は、指定の一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)(14 ページ参照)に必要な事項を記入し、記名・押印の上、受付場所に直接お持ちください。

(1) 案内書配布期間

令和6年3月27日(水)から令和6年5月8日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書受付日

令和6年5月7日(火)、令和6年5月8日(水)

(注) 上記の期間以外は受付できませんので、御注意ください。

なお、申請に際しては、受付事務を円滑に進めるため、事前に来訪希望日時を御連絡ください。

(3) 案内書の配布及び一般競争入札参加資格確認申請書の受付場所並びに時間

ア 場所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 業務課企画経理班

電話 0470-82-5651

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※上記の時間以外は、受付できませんので御注意ください。

(4) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)(14 ページ参照)

イ 印鑑証明書 (一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑に係るもの。発行から3か月以内のもの。)

ウ 誓約書(様式2)(15 ページ参照)

エ 入札保証金納入通知書発行依頼書(様式3-1)(16 ページ参照)

入札保証金の額は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ）です。右詰めで物件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、納付された入札保証金の額が、実際の入札金額に対して100分の5未満となった場合には、当該入札は無効となります。

提出された入札保証金納入通知書発行依頼書により、納入通知書を郵送します。

（注）提出された申請書類は返却しません。

（5）一般競争入札参加資格確認申請書の受付

一般競争入札参加資格確認申請書を受領後、直ちに、南房総広域水道企業団の受付印を押印したものの写しをお渡しします。これが受付の証拠となりますので、入札書提出日にお持ちください。

また、同申請書を受付後、入札参加資格の確認を行い、その結果を、文書により通知します。

（注）入札参加資格確認結果に関する異議等については一切応じません。

（現地説明）

第5 現地説明等を行いませんので、入札参加希望者は事前に本案内書の位置図等により、現地を必ず確認してください。

（入札日・入札場所及び開札日時・開札場所）

第6 入札日及び開札日時等は、次のとおりです。

（1）入札日及び入札場所

ア 入札日 令和6年5月22日（水）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※上記の期間以外は、入札できませんので御注意ください。

イ 入札場所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 業務課企画経理班

電話 0470-82-5651

ウ 入札方法 直接お持ちください。（郵送による入札はできません。）

（2）開札日時及び開札場所

ア 開札日時 令和6年5月23日（木）午後2時30分から

イ 開札場所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

南房総広域水道企業団 2階 第1会議室

電話 0470-82-5651

（入札書提出時にお持ちいただくもの）

第7 入札書提出時にお持ちいただくものは、次のとおりです。

（1）入札書（様式5）（21 ページ参照）

（2）一般競争入札参加資格確認申請書の写し（南房総広域水道企業団の受付印が押印してあるものに限る。）

（3）委任状（様式4）（20 ページ参照）

法人の代表権のない方や個人で代理の方が入札に参加される場合には、本人（委任者）の印鑑証明書を添付した委任状が必要となります。

(4) 印鑑

一般競争入札参加資格確認申請書に押印した本人の印鑑をお持ちください。

ただし、代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人（受任者）の印鑑をお持ちください。

(5) 入札保証金納入証拠書類提出書（様式3-3）（18 ページ参照）

入札保証金の納付を確認するため、納入通知書兼領収書（金融機関の領収印が押印されたもの）の写しを、入札保証金納入証拠書類提出書（様式3-3）の所定の欄に貼付し、原本と共に入札書提出日にお持ちください。

(6) 入札保証金返還先口座申出書（様式3-2）（17 ページ参照）

入札保証金返還先口座申出書に使用する印鑑は、一般競争入札参加資格確認申請書に押印した本人の印鑑（印鑑証明書で証明された印鑑）を使用してください。

(7) 入札保証金還付請求書（様式3-4）（19 ページ参照）

落札者以外の方の納付した入札保証金は、「入札保証金返還先口座申出書」において指定した金融機関の預金口座に振り込む方法により還付します。

落札者の方は開札日に返却いたします。

なお、金融機関への振込手続には約3週間程度を要しますので、御了承ください。

(8) 筆記用具

黒のボールペン又は万年筆をお持ちください。

(入札の受付等)

第8 入札の具体的な手順は、次のとおりです。

(1) 受付

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（14 ページ参照）の写し（南房総広域水道企業団の受付印が押印してあるもの。）及び委任状（代理人の場合のみ）の確認を受けてください。

(2) 入札保証金の確認

入札保証金納入証拠書類提出書（様式3-3）（18 ページ参照）に貼付した納入通知書兼領収書（写）及び納入通知書兼領収書の原本により保証金の入金を確認します。なお、確認後納入通知書兼領収書の原本は返却します。

(3) 入札

南房総広域水道企業団が用意する入札書提出用封筒に所定の入札書のみを入れて封（封印）をし、投函してください。入札の回数は1回です。再度入札は行いません。

(注) ①各自の入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

②入札者は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することができません。

- (4) 入札を済ませたら、「入札保証金返還先口座申出書」(様式3-2)(17 ページ参照)及び入札保証金還付請求書(様式3-4)(19 ページ参照)を提出してください。

(開札の手順及び落札者の決定等)

第9 開札の手順は、次のとおりです。

(1) 受付

最初に受付で一般競争入札参加資格確認申請書の写し(南房総広域水道企業団の受付印が押印してあるものに限る。)の確認を受けてください。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、南房総広域水道企業団が定める予定価格(最低売却価格)以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札者とし、落札金額を土地譲渡代金とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を定めます。

くじ引きは、最初にくじ引きの順番を決めるためのくじ引きから行います。

次に、落札者を決めるためのくじ引きを行います。

なお、同価格で入札した者は、すべて「くじ」を引かなければなりません。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて南房総広域水道企業団の指定した職員にくじを引かせるものとします。

(3) 入札結果の公表

公表の方法及び内容については次のとおりです。

ア 南房総広域水道企業団ホームページによる公表

・掲載情報

(ア) 入札執行日時及び場所

(イ) 物件等の名称

(ウ) 入札物件(地番、地目、面積)

(エ) 入札参加者数

(オ) 入札による落札者の名称及び所在地(個人の場合は非公開)

(カ) 入札による落札金額(個人の場合は非公開)

(キ) 入札に係る予定価格

(当該入札が執行された日から起算して7日以内に掲載します。)

イ 入札結果閲覧簿方式による公表

(開札日の翌日から公表します。)

・閲覧場所 南房総広域水道企業団 業務課企画経理班

・閲覧情報 アの掲載情報(ア)から(キ)及び開札調書(個人の氏名及び入札金額、並びに個人が落札した場合の落札金額を除く。)

(譲受人の決定)

第10 譲受人の決定は、次のとおりです。

(1) 土地譲受申請書の提出

落札者には、土地譲受申請書（指定様式）等を直ちに交付しますので、令和6年6月6日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に必要事項を記入し、記名・押印の上、提出してください。

なお、使用する印鑑は印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

必要書類は次のとおりです。

個人の場合	法人の場合
ア 土地譲受申請書（指定様式）	ア 土地譲受申請書（指定様式）
イ 個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票（3か月以内に発行されたもの）	イ 定款・寄附行為又は規約の写し
	ウ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内に発行されたもの）
	エ 役員等名簿

※このほかに、必要書類を求める場合があります。

(2) 譲受人の決定については、土地譲受申請書等の受理後、暴力団関係者に該当しないことを確認した後、文書により通知します。

また、確認の結果暴力団関係者に該当することが判明した場合は、その落札は無効し、落札者が納入した入札保証金は南房総広域水道企業団に帰属します。

(地方自治法第234条第4項)

(土地譲渡契約の締結等)

第11 土地譲渡契約の締結等は、次のとおり行います。

本物件は、補助金の交付を受けて取得しているものであることから、補助金を所管する厚生労働省並びに千葉県に承認を得た日の翌日から起算して14日以内に、契約の締結を行いますので、この期限までに契約を締結されない場合は落札が無効となり、入札保証金は南房総広域水道企業団に帰属することとなります。

なお、契約を締結していただく際に、今後の手続（譲渡代金の支払方法、契約保証金の譲渡代金への充当、土地の引渡しの方法、所有権移転登記手続）について御説明いたしますので、あらかじめお約束した日時に南房総広域水道企業団 業務課 企画経理班までお越しください。

(契約保証金の納付)

第12 土地譲渡契約締結にあたり、契約保証金として契約額（落札額）の100分の10以上（円未満切上げ）を納付していただく必要がありますが、納入済の入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金と入札保証金との差額を南房総広域水道企業団が発行する納入通知書により、土地譲渡契約締結時までに納入してください。

なお、契約保証金には利息を付しません。

納入通知書は、譲受人の決定通知書と同時に送付しますので、契約締結期限までに金融機関において納付の上、直ちに南房総広域水道企業団 業務課企画経理班まで写しを送付してください。

(土地譲渡代金の支払方法)

第13 土地譲渡代金は、原則として一括払とします。なお、土地譲渡代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は南房総広域水道企業団に帰属することとなりますので御注意ください。(地方自治法第234条の2第2項)

(1) 支払方法

土地譲渡代金と契約保証金との差額を南房総広域水道企業団が発行する納入通知書により、土地譲渡契約締結の日の翌日から起算して30日以内に一括してお支払いいただきます。(契約保証金は土地譲渡代金に充当します。)

(土地の所有権の移転等)

第14 土地の所有権の移転等は、次のとおりとします。

- (1) 土地譲渡代金が完納されたときに土地の所有権の移転があったものとします。
- (2) 土地の引渡しは、土地譲渡代金の完納後に、あらかじめ指定した日に行います。
- (3) 土地の所有権の移転登記手続は、土地の引渡し後、南房総広域水道企業団が行います。

(契約等に必要な費用)

第15 契約等に必要な費用は、次のとおりです。

- (1) 土地譲渡契約書(南房総広域水道企業団が保管するもの1部)に貼付する収入印紙。
なお、南房総広域水道企業団は印紙税法に基づき非課税となっておりますので、譲受人保管用に収入印紙は貼付しません。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税。
- (3) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、譲受人の負担となります。

(譲渡条件)

第16 土地の譲渡条件は、次のとおりとします。

- (1) 現状で引渡しを行うものとします。土地に存在する樹木、工作物等はそのままの引渡しとなります。
- (2) 法令等に基づく諸手続は譲受人が行ってください。

(契約不適合責任)

第17 土地について、引渡しの日から1年以内に通知したものに限り、南房総広域水道企業団が契約不適合責任を負うものとします。

ただし、土地の引渡し日以後の土地の地盤高の変化及び面積の不足については、その責を負わないものとします。

(その他)

第18 入札参加者が本件入札に要した費用については、全て入札参加者が負担するものであり、南房総広域水道企業団は一切負担しませんので、あらかじめ御承諾の上、入札に参加してください。

入札心得書

第1 入札参加者は、南房総広域水道企業団による土地の一般競争入札に当たって、案内書及び本心得書を熟読の上、物件調書により現地を必ず確認し、入札してください。

第2 現物と案内書記載の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3 一般競争入札に必要な資格は、次のいずれも該当しない者とします。

(1) 南房総広域水道企業団財務規程（平成2年8月1日管理規程第1号。以下「財務規程」という。）第112条第1項の規定に該当する者

(2) 財務規程第112条第2項各号の規定に該当する者と認められたときから2年を経過しない者

(3) 南房総広域水道企業団財産（土地・建物）に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

第4 入札参加者は、入札書提出日までに、同者が提出した入札保証金納入通知書発行依頼書により南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）が交付する納入通知書により、企業団が指定した金融機関（納入通知書裏面に記載）において、入札保証金として見積もった入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。

なお、共有で参加される場合は、共有者のお一人が代表して納入してください。

また、次の注意事項に従ってください。

- (1) 入札保証金の納入後は、その取り消し又は変更はできません。
- (2) 1通の納入通知書で複数物件の入札保証金を納入することはできません。

第5 入札参加者は、入札日に案内書で指定された場所に、下記の書類を持参にて提出してください。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（企業団の入札を実施する担当課の收受印があるもの）
- (2) 委任状（代理人により入札する場合）
- (3) 入札保証金納入証拠書類提出書
- (4) 入札書

注：入札者の住所、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者名）を記入の上、印鑑証明書と同一の印鑑（委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印すること。

- (5) 印鑑
- (6) 入札保証金返還先口座申出書
- (7) 入札保証金還付請求書

第6 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、還付しますので、速やかに入札保証金還付請求書を指定された場所に提出してください。入札保証金還付請求書の提出後、3週間程度で入札保証金返還先口座申出書に記載の返還先口座に還付します。

入札保証金には利息は付しません。

なお、落札者の入札保証金は土地譲渡契約を締結するときに契約保証金の全部又は一部に充当します。

第7 入札参加者は、入札日に案内書で指定された場所において、企業団が用意する入札書提出用封筒に所定の入札書のみを入れて封（封印）をし、投函してください。

第8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

第9 暴対法及び南房総広域水道企業団暴力団排除条例（平成28年2月19日条例第1号）の目的を達成するため、提出された書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行うことがあります。

第10 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者が行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（企業団の入札を実施する担当課の收受印があるもの）を提出していない者が行った入札
- (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- (4) 1人で1物件につき一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (5) 入札書に記載した金額を訂正している入札
- (6) 入札書の入札金額、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの

- (7) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者が行った入札
- (8) 公告又は入札心得書に記載された事項に違反した入札
- (9) 予定価格に達しない金額での入札
- (10) 代理人により入札する場合、入札書に入札者若しくは代理人の住所若しくは氏名（法人又は団体にあつては、商号名称又は代表者職氏名）の記入若しくは代理人の押印のない入札又は委任状を持参しない代理人が行った入札
- (11) 入札関係提出書類に虚偽の記載がある入札
- (12) 郵送等、持参によらない入札
- (13) 入札書等に誤字、脱字、日付漏れ、日付誤り、¥マーク漏れなどその他必要な事項が記載されていない入札

第11 開札は、案内書で指定した開札日時及び場所において、入札者及び企業団の指定した当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとで行います。

なお、開札会場への入場の際し、一般競争入札参加資格確認申請書の写し（入札を実施する担当課の收受印があるもの）により、入札者であることを確認します。

第12 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

第13 開札の結果、入札金額が入札保証金から算出される入札限度額の範囲内であり、かつ企業団の予定価格以上の最高の価格の入札をした者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、最初にくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その後、落札者を決定するくじ引きを行います。

なお、くじを引かない者があるときは、企業団が指定した開札事務に関係のない職員がくじを引きます。

第14 開札結果については、落札者が決定した後、企業団ホームページで開札（入札）執行日時・場所、物件等の名称、入札物件、入札者数、落札者の氏名・住所・落札金額及び予定価格を公表します。ただし、落札者が個人の場合、入札者数以外は非公表とします。

第15 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して3週間以内に用地譲渡申請書を提出し、土地譲渡契約の締結等は、譲受人として決定され、かつ本物件の取得時に補助金を交付した厚生労働省並びに千葉県に承認を得た日の翌日から14日以内に行います。

なお、14日以内に契約を締結しない場合、又は落札者が本心得書第3に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札は無効となり、落札者が納入した入札保証金は企業団に帰属することになります。

第16 落札者は、土地譲渡契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を企業団が交付する納入通知書により、土地譲渡契約締結日までに納入していただきます。

なお、納入された入札保証金は、契約保証金に充当します。

第17 土地譲渡契約後、企業団は、落札者に対して、土地譲渡代金から契約保証金を除いた金額を記載した納入通知書を交付します。落札者は、企業団が交付する「納入通知書」に記載された日までにこの金額を納めなければなりません。納期限までに完納しないときは、契約保証金は企業団に帰属することになります。

第18 落札者が前項の金額を企業団が指定する金融機関に納入したとき、企業団は、契約保証金を土地譲渡代金の一部に充当します。ただし、企業団が本契約を解除した場合は、契約保証金は企業団に帰属することになります。

第19 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、企業団財務規程、案内書の定めるところによって処理します。

《参考》地方自治法（抄）

（契約の締結）

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

《参考》南房総広域水道企業団財務規程（抄）

（入札の参加資格）

第112条 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、一般競争入札に参加することができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間一般競争入札に参加することができない。この場合において、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 南房総広域水道企業団暴力団排除条例（平成28年2月19日条例第1号）第2条に定義する者
- （4） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （5） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （6） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （7） 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

《参考》南房総広域水道企業団暴力団排除条例（抄）

（企業団の事務等からの暴力団の排除）

第8条 企業団は、公共工事その他の企業団の事務又は事業（以下この条において「企業団の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団密接関係者」という。）を企業団の事務等から排除するため、企業団が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 企業長その他の執行機関は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。

3 企業団は、企業団の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該企業団の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(様式1)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和6年5月22日に行われる下記土地の一般競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

なお、南房総広域水道企業団財務規程第112条第1項及び第2項並びに「暴力団関係者」に該当しない者であること並びに申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件No.	土地の所在	地目	面積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太田 洋 様

申込人 郵便番号

(代表者) 住所

氏名又は

商号名称・代表者名

電話番号

印

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。
2 印鑑証明書及び誓約書(様式2)を添付してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とします。

(様式2)

誓 約 書

私は、南房総広域水道企業団が南房総広域水道企業団暴力団排除条例（平成28年2月19日条例第1号）に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、南房総広域水道企業団と譲渡契約を締結するに際して、下記の者に該当しないことを確認するため、南房総広域水道企業団からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太田 洋 様

住 所
(ふりがな)
氏名又は商号名称
(ふりがな)
及び代表者名

(様式3-1)

入札保証金納入通知書発行依頼書

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太田 洋 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記について、入札保証金を納付したいので納入通知書の発行をお願いします。

記

入札物件

物件No.	土地の所在	地 目	面 積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

入札保証金額

納 入 日 (予 定)	令和 年 月 日										
	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
納 入 金 額											

※使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

※入札保証金の金額は、見積金額の100分の5以上（円未満切上げ）です。

不足した場合は、入札が無効となるので注意してください。

※金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

※入札参加資格確認申請時に、本書を持参してください。

納入通知書は後日送付します。

※入札受付までに入札保証金を納付し、入札受付時に納入通知書兼領収書の原本を提出してください。原本は確認した後にお返しします。

※本書の提出は入札参加資格確認申請時の一回に限ります。

※本書提出後、納入金額の変更はできません。また、提出後、異議を申し立てることはできません。

(様式3-2)

入札保証金返還先口座申出書

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太田 洋 様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

下記土地の一般競争入札に係る入札保証金として下記金額を納付しました。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

入札物件

物件No.	土地の所在	地目	面積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

入札保証金額

入札保証金額	令和 年 月 日										
	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

返還先口座

返 還 先	金融機関名						銀行・信用金庫・その他				
							本店・支店・営業部				
	預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()									
	口座番号							右詰めで記入してください。			
	口座名義人 (カナ)										

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。
2 共同申請企業の代表企業の場合は、代表企業の商号の前に共同申請企業連合体の名称と代表企業であることを記載してください。
3 代理人が入札する場合も、入札者本人の氏名(商号名称・代表者名)で作成してください。
4 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。
5 金融機関名、預金の種類の該当する項目を○で囲んでください。
(ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名、預金種目、口座番号を記入してください。)

(様式3-3)

入札保証金納入証拠書類提出書

納入通知書兼領収書（写）貼付欄

(注) 必ず南房総広域水道企業団の指定する金融機関で南房総広域水道企業団が発行した納入通知書を使用して入札保証金を納付し、その際に受け取った「納入通知書兼領収書」の写しを貼付してください。

(様式3-4)

入札保証金還付請求書

入札物件

物件No.	土地の所在	地目	面積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

一金 _____ 円

ただし、入札保証金の還付。

令和 年 月 日に納付した入札保証金を還付願いたく請求いたします。

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団企業出納員 様

住 所

氏 名

印

- (注) 1 金額、年月日、住所、氏名（商号名称・代表者名）等を記入してください。
2 使用する代表者の印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。
3 還付請求書は、入札者本人の氏名（商号名称・代表者名）で作成してください。

(様式4)

委 任 状

私は（住所）（氏名）
を代理人と定め、令和6年5月22日に執行される下記土地の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

印

記

入札物件

物件No.	土地の所在	地目	面積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太田 洋 様

委任者 住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名

印

(注) 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

(様式5)

入 札 書

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太 田 洋 様

入札者 住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名 印

代理人 住 所
氏 名 印

地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、南房総広域水道企業団財務規程を遵守し、南房総広域水道企業団保有土地一般競争入札案内書に記載された事項を承諾の上、下記金額をもって入札します。

記

入 札 金 額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

入札物件

物件No.	土地の所在	地 目	面 積 (㎡)
2	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	宅地	26.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	宅地	24.05
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	田	19.44
	千葉県夷隅郡大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	田	56.98
	計		126.52

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判としてください。
- 4 物件No.、所在地を記載した封筒に入れ提出してください。

【委任状記入例】

委 任 状

私は（住所）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（氏名）△△△△△△△△△△△△△△△を代理人と定め、令和●年●月●日に執行される下記土地の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

代理人の印鑑は認印でも可能です。 印

記

入札物件

物件No.	土地の所在	地 目	面 積 (㎡)

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太 田 洋 様

委任者 住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名

委任者については、次ページの記入方法を参考に記入してください。

印

(注) 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

【委任者の記入方法】

◇ 個人で入札に参加し、代理人に委任する場合

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

氏 名 千葉 太郎 ㊞ (実印)

◇ 法人で入札に参加し、法人代表権のない方（従業員）等の代理人に委任する場合

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

氏 名 ○○○○株式会社

代表取締役 千葉 太郎 ㊞ (代表者印)

【入札書記入例】

入 札 書

令和 年 月 日

南房総広域水道企業団 企業長 太 田 洋 様

入札者及び代理人については、次ページの記入方法を参考に記入してください。

入札者 住 所
氏名又は商号名称
及び代表者名

印

代理人 住 所
氏 名

印

地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、南房総広域水道企業団財務規程を遵守し、南房総広域水道企業団保有土地一般競争入札案内書に記載された事項を承諾の上、下記金額をもって入札します。

金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入 札 金 額		¥	1	2	3	4	0	0	0

入札物件

物件No.	土地の所在	地 目	面 積 (㎡)

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判としてください。
- 4 物件No.、所在地を記載した封筒に入れ提出してください。

【入札者及び代理人の記入方法】

(1) 入札者本人（個人）が入札する場合

入札者 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
氏 名 千葉 太郎 ⑩（実印）

代理人 住 所
氏 名

(2) 入札者本人（法人代表権のある方）が入札する場合

入札者 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
氏 名 ○○○○株式会社
代表取締役 千葉 太郎 ⑩（代表者印）

代理人 住 所
氏 名

(3) 代理人が入札する場合

入札者 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
氏 名 千葉 太郎 （代表者印は不要）

代理人 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
氏 名 千葉 三郎 （委任状に押した印）

(案)

土地譲渡契約書

南房総広域水道企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、土地の譲渡に関し、次の条項により契約を締結する。

(譲渡物件)

第1条 甲は、別紙土地目録に記載する土地（以下「土地」という。）を乙に譲渡するものとする。

(譲渡代金)

第2条 土地の譲渡代金（以下「代金」という。）は、金 円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約と同時に契約保証金として 円を甲に支払うものとする。

2 乙は、契約保証金から乙が既に納入した入札保証金 円を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により、本契約書の締結日までに納入するものとする。

3 乙が甲に納入した入札保証金は、甲において契約保証金の一部に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 第1項の契約保証金には、損害賠償の額の予定又はその一部と解さないものとする。

(代金の納入)

第4条 乙は、代金を令和 年 月 日までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、支払金額は契約締結時に納入した契約保証金を差し引いた金額とする。

2 乙は、前項に規定する代金を納入期日までに納入できないときは、前項に規定する納入期日の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として甲に納入しなければならない。この場合、あらかじめ乙は甲と協議し、納入期日の延期について甲の承認を得るものとする。

(所有権の移転及び土地の引渡し)

第5条 土地の所有権の移転時期は、乙が代金を完納した時とする。

2 土地の引渡しは代金完納後に甲の指定する日に行うものとする。この場合において甲は土地の引渡書を乙に交付し、乙はその引受書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項に規定する引渡しの後所有権移転登記手続を行うものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(土地の事前使用)

第6条 本契約締結後前条第1項に規定する土地の所有権移転以前に、乙が土地を使用する必要があるときは、別に契約を締結し事前使用することができるものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、土地について、第5条第2項に規定する引渡しの日、又は前条の規定により土地を使用する場合は前条の契約を締結した日から1年以内に乙が通知したものに限り契約不適合責任を負うものとする。ただし、土地の引渡しの日又は前条の契約を

締結した日以後の土地の地盤高の変化及び面積の不足については、その責を負わないものとする。

(権利移転の禁止)

第8条 乙は、土地の所有権移転前において本契約により取得する権利を第三者に譲渡することはできないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、本契約の締結日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転してはならない。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が第4条又は第9条の規定に違反したとき。

(2) 乙が第13条の規定に基づく遵守義務等に重大なる違反をしたとき。

(3) 前各号のほか、故意又は重大な過失により本契約の履行を妨げたとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、甲は乙が納入済の代金を乙に返還するものとする。ただし、土地の果実と返還金の利息とはこれを相殺したものとみなす。

3 第1項の場合、第4条第2項の規定により甲に支払われた遅延利息があるとき、これは乙に返還しないものとする。

4 甲は、乙が前条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害につい

て、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

6 乙は、甲が第4項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金)

第11条 乙は、前条第1項若しくは第4項の規定により甲が契約を解除した場合は、違約金として代金の20パーセント相当額及び土地の時価と代金の差額（代金の時価を上回った場合に限る。）相当額を甲に支払わなければならない。

2 前項の時価は、甲が甲の負担で選定し依頼する不動産鑑定士が、土地を建物・構築物等が存在せず、使用収益を制約する権利が付着しておらず、かつ、担保等が設定されていない更地として評価した完全所有権価格とする。

3 この違約金は違約罰であって、損害賠償の額の予定又はその一部とは解さない。

4 乙は、この違約金とは別に、甲が契約解除によって被った損害を賠償しなければならない。

5 本条において、乙が甲に納入した代金等がある場合には、乙の違約金支払債務と甲の乙に対する返還金の返還債務との対当額を相殺するものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、第10条第1項若しくは第4項の規定により甲が契約を解除した場合は、直ちに乙の負担において土地を原状に復し甲に返還しなければならない。

(周辺環境への配慮等)

第13条 乙は、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図るものとし、土地の形状を変更する場合は、関係機関に事前に協議すると共に関係法令を遵守し諸手続を行うものとする。

(実地調査)

第14条 甲は、本契約に基づく乙の施設等の建設状況及び前条に規定する適切な土地利用の実施状況等について実地に調査できるものとし、乙はこれに応ずるものとする。

(契約に要する費用)

第15条 この契約の締結に必要な収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約に定めない事項又はこの契約の実施につき必要な事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500
氏 名 南房総広域水道企業団
企業長 太 田 洋 印

乙 住 所

氏 名 印

別紙

土地目録

物件No.	土地の所在地				地目	面積		備考
	市町村	大字	字	地番	公募	公募面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	

【 お持ちいただく書類等の一覧 】

1. 入札参加申請時にお持ちいただくもの（令和6年5月7日、8日）

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 印鑑証明書（一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑に係るもの。発行から3か月以内のもの。）
- ③ 誓約書（様式2）
- ④ 入札保証金納入通知書発行依頼書（様式3-1）

2. 入札書提出日にお持ちいただくもの（令和6年5月22日）

- ① 入札書（様式5）
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（南房総広域水道企業団の受付印が押印してあるもの。参加申請受付時にお渡しします。）
- ③ 委任状（様式4）

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札される場合には、本人（委任者）の印鑑証明書を添付した委任状が必要です。
- ④ 印鑑
一般競争入札参加資格確認申請書に押印した本人の印鑑をお持ちください。代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人（受任者）の印鑑をお持ちください。
- ⑤ 入札保証金納入証拠書類提出書（様式3-3）

入札保証金の納付を確認するため、納入通知書兼領収書（金融機関の領収印が押印されたもの）を入札保証金納入証拠書類提出書（様式3-3）の所定の欄に写しを貼付し、原本と共に入札書提出日にお持ちください。
- ⑥ 入札保証金返還先口座申出書（様式3-2）
- ⑦ 入札保証金還付請求書（様式3-4）
- ⑧ 筆記用具
黒のボールペン又は万年筆

3. 開札日にお持ちいただくもの（令和6年5月23日）

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（南房総広域水道企業団の受付印が押印してあるもの。参加申請受付時にお渡しします。）

「一般競争入札参加資格確認申請書」
及び「入札」受付場所

〒298-0228
千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500
南房総広域水道企業団
業務課企画経理班
電話 0470-82-5651



《本案内書に関する問合せ先》

〒298-0228
千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500
南房総広域水道企業団 業務課企画経理班
電話 0470-82-5651